

マイナ保険証を持っていない方の 「資格確認書」に関する

よくある
質 問



使用できなくなった保険証はどうすればよいですか？



令和7年12月2日以降、お手元の保険証はご自身で廃棄いただいて構いません。保険証には個人情報が含まれておりますので、切断・粉砕を施す等、適切に廃棄してください。



マイナ保険証を保有していますが、資格確認書も欲しいです。どうすればよいですか？



マイナ保険証をお持ちの方に資格確認書を交付することは原則できません。マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方が資格確認書の交付対象となるのは、以下に該当する場合に限ります。

1. マイナンバーカードを紛失した方
2. マイナンバーカードの更新手続き中の方
3. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方（更新していない方）
4. マイナンバーカードを返納した方
5. マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方
6. マイナンバーカードを保有しているが利用登録解除を申請した方
7. マイナンバーカードを保有しているが利用登録解除済の方

1.～7. に該当し、資格確認書の交付が必要な場合は、申請いただくことで、資格確認書の交付を受けることができます。



健康保険証の登録ができていないか確認する方法はありますか。



登録状況は、ご自身のスマートフォン等のマイナポータル内ホームタブ内「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにてご確認ください。登録が完了している場合は、「利用登録状況」に「登録済」と表示されます。

なお、保険者があなたの保険資格情報システムに登録していない等の理由で登録できない場合は、マイナポータル内の「よくあるご質問」をご確認ください。

マイナ保険証の利用登録方法などについて

マイナ保険証の利用登録方法などについては、厚生労働省やデジタル庁のホームページ、または「マイナンバー総合フリーダイヤル」へお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30）